

第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務名 第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託

2 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期みどり市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たって、令和5年度に実施したニーズ調査の結果をもとに、現状分析作業、目標量の設定、計画案の作成などを実施するとともに、計画書を作成することを目的とする。

4 業務の内容

本業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

なお、公募型プロポーザルによって選定した本業務の受託者より提案された内容については、市と受託者が協議の上、変更できるものとする。

(1) 現状分析作業

令和5年度に実施したニーズ調査結果、関連計画及び統計資料の把握・分析を行う。また、その過程で、必要に応じて助言等の支援を行うこと。

(2) 目標量の設定

令和5年度に実施したニーズ調査から推計した各種事業の需要量の見込みに、市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、市の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定すること。

(3) 計画案の作成

子ども・子育て支援事業計画案を作成すること。ただし、市民が分かりやすい内容とすること。

(4) 子ども・子育て会議の運営支援

子ども・子育て会議の開催に当たり、資料作成、必要な助言、会議運営、会議録作成等の支援を行うこと。また、会議当日は担当者がオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うこと（3回程度実施予定）。

(5) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援をすること。

(6) 計画書及び概要版の作成

子ども・子育て支援事業計画書及び概要版を作成すること。ただし、市民が分かりやすい内容とすること。

(7) 情報提供支援

本計画の策定に関する情報、及び関係法等の改正に伴う例規（条例、規則、要綱等）に関する国・県・他自治体の情報を適宜提供すること。

5 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

6 成果品

受託者は、以下のとおり成果品を納品する。

- ・子ども・子育て支援事業計画書及び概要版のデータ（Word 形式） 1 部

7 その他

- (1) 本計画に係る事項について、今後、新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 本業務に係る作業方法・基礎資料及び作業スケジュールについては、本市と受託者の綿密な協議の上、決定する。
- (3) 業務の進捗状況の把握するため、本市の要求に応じて受託者は進捗状況を報告すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者とが協議の上、市の指示に従い、業務を遂行するものとする。